瑞宝双光章を授けらる（六月十八日）　松本　賢司

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月十日午後四時三十六分御出門、『日本の森林復旧』展―日本の山はハゲ山だった―を御覧のため、東京農業大学「食と農」の博物館（世田谷区）へ行幸啓、同六時十三分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、七月十三日モンテネグロ国の国祭日につき、同月十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、七月十四日フランス国の国祭日につき、同月十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、七月十五日ブルネイ国国王陛下の御誕生日につき、同月十二日御祝電を発せられた。

瑞宝小綬章を授けらる　米森　繁
　二木尾寺峨根　浩文幸昭宏　村田里中佐野　敏三郎公榮策　野瀬井築菊地　康男夫貞三正
瑞宝双光章を授けらる（各省通）
　大江　隆保　藤宮　正一　藤本　篤司
瑞宝単光章を授けらる（各省通）（以上六月十二日）
　奥原　秀夫　椛島　健三郎　脇坂　牧太
瑞宝双光章を授けらる（各省通）
　阿南　進　佐藤　滿　古屋　安雄
瑞宝単光章を授けらる（各省通）（以上六月十三日）
　小宮　祐次郎　齋藤　通
瑞宝双光章を授けらる（各省通）
　加治佐　正和　鈴木　哲郎　長　明　弘
瑞宝単光章を授けらる（各省通）（以上六月十四日）
　上野　博之　鈴木　修　松田　克己
瑞宝双光章を授けらる（各省通）
　喜田　邦彦　田邊　義一　東條　榮一
瑞宝単光章を授けらる（各省通）（以上六月十五日）
　岩崎　昇　川俣　秀夫　佐藤　昭
瑞宝双光章を授けらる（各省通）
　福島　勝也　馬場　政儀
瑞宝単光章を授けらる（各省通）（以上六月十六日）
　生出　總六　佐藤　勇次
瑞宝双光章を授けらる（各省通）（六月十七日）
　平山　興忠雄　藤元　圀夫
瑞宝双光章を授けらる（六月十八日）
　松本　賢司

公　告

諸　事　項

証 票 無 効

○　所得税、消費税、地方消費税（譲渡割）、印紙税及び復興特別所得税に関する質問検査章
平成21年４月２日交付　第20―075号
松山税務署　財務事務官　酒井　　俊　名義分
平成25年６月18日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成 25 年７月 17 日　　国　税　庁

国営村山北部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営村山北部土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。
また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成 25 年７月 17 日
農林水産大臣　林　　芳正
１　縦覧に供すべき書類の名称
国営村山北部土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
２　縦覧期間
平成25年７月18日から平成25年８月14日まで
３　縦覧場所
山形県尾花沢市及び北村山郡大石田町各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 17 日
北陸地方整備局長　野田　　徹
１　処分をした年月日　平成25年６月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社北陸建材社　立野井　亮　富山県射水市赤井123　国土交通大臣許可（般―24）第24590号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 17 日
中部地方整備局長　梅山　和成
１　処分をした年月日　平成25年６月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　鈴与商事株式会社　脇本　省吾　静岡県静岡市葵区栄町１―３　国土交通大臣許可（般―21）第14011号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年５月17日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年７月 17 日
中部地方整備局長　梅山　和成
１　処分をした年月日　平成25年６月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社檜工務店　瀬川　明郎　愛知県名古屋市東区葵一丁目２番５号　国土交通大臣許可（特―23）第24312号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年５月21日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１０１８号
兵庫県加古郡稲美町国岡６丁目229番地の１
申立人　有限会社播磨運輸
代表者代表取締役　福田　千秋
本籍兵庫県加古郡稲美町加古3568番地、最後の住所兵庫県加古郡稲美町加古3956番地の１、死亡の場所兵庫県加古郡播磨町、死亡年月日平成25年２月８日、出生の場所兵庫県加古川市、出生年月日昭和34年10月31日、職業不詳
被相続人　亡　藤田　浩誉
事務所兵庫県姫路市北条口２丁目72番地
相続財産管理人　弁護士　谷林　一憲
神戸家庭裁判所姫路支部

平成２５年（家）第１２５８号
神戸市西区学園西町７―１　751―302
申立人　中村　通子
本籍兵庫県加古川市尾上町長田526番地６、最後の住所兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目７番１―304号、死亡の場所兵庫県加古郡播磨町、死亡年月日平成25年２月17日、出生の場所大阪府大阪市大正区、出生年月日昭和17年12月10日、職業不詳
被相続人　亡　濵本　　博
事務所神戸市中央区中町通２丁目１―18　日本生命神戸駅前ビル５階　間瀬・鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　近藤加奈子
神戸家庭裁判所姫路支部